

# 食料・農業・農村政策審議会 甘味資源部会概要

日 時：平成20年9月2日（火）10：00～12：15

場 所：農林水産省第1特別会議室

出席者：（委員）林部会長、甲斐沼委員、玉沖委員、赤松委員、阿南委員、有田委員、  
上江洲委員、小笠原委員、金城委員、田中委員、永井(司)委員、永  
井(則)委員、林(美)委員、久野委員、前田委員、三浦委員  
（事務局）生産局長、道上審議官、生産流通振興課長、酒井砂糖類調整官、  
阿部生産流通振興課長補佐、後藤生産流通課長補佐

- 議 事：1 開 会  
2 生産局長挨拶  
3 委員及び臨時委員の紹介  
4 平成20砂糖年度に係る砂糖調整基準価格及び平成20でん粉年度に係るで  
ん粉調整基準価格について  
5 閉 会

## 概 要：

冒頭、生産局長の挨拶後、部会長から委員及び臨時委員を紹介。続いて、事務局より提出資料についての説明が行われ、砂糖・でん粉政策をめぐる事情について以下の質疑応答があった。

甲斐沼委員： コスト削減は食料自給率の上昇等と並びとても重要な問題である。私が聞いたところでは、日本は精製コストも人件費も高く、港湾コストも高い。コスト削減が進まないと、例えば韓国等からの精製糖の輸入量が増えるかもしれない。コストの削減は全体に関わることとなるので、これについては国の政策として、砂糖、でん粉に限らず全体の問題として考えて欲しい。

次に、私は温暖化について研究しているが、温暖化による気象条件等の変化により生産量が大きく変化することがあると思うが、その場合に対応した仕組みを検討して欲しい。

次に内外価格差についてであるが、資料3の2ページに資料が載っているが、20年度は内外価格差がどの程度なのか最新の情報を添付するようにして欲しい。

最後に、輪作体系にいろいろな作物が組み込まれていて、資料3の3ページにそれに関する労働時間、所得の資料があるが、例えば小麦あるいは小豆だけを作ることは出来ないと思うので、今後どういう支援体制にしていくのか説明して欲しい。

玉沖委員： 皆様の御意見を聞かせて頂きながら、この後何か思うことがあれば意見

を述べさせて頂きたい。1点質問がある。今回の調整基準価格の対象のでん粉及び砂糖の消費量の推移についてであるが、資料3の10ページにでん粉は掲載されているが、砂糖の消費量の推移はどうなっているのか、微増とか横ばいという程度で結構なので説明して欲しい。

赤松委員： WTO交渉の件で7月末は大いに荒れた。WTO交渉の成り行き如何では、糖価調整制度の存続が危ぶまれ、危機感があつたが、それをバックアップするべくジュネーブに行っていたいただいた久野会長、JA幹部の方々には厚く御礼申し上げます。いずれ交渉は再開されると思うが、是非強い意志で交渉に当たっていただきたい。

本題に入るが、先ほどの水田課長からの説明と重複するところも若干あるが、私は鹿児島県の離島で製糖業を営んでいる糖業社の団体の代表であるが、長い間、さとうきびの生産量の減少に歯止めがかからず苦慮しており、3年前には史上最低の生産量となった。また、干ばつや台風の常襲地帯であるということもあり、50年にわたりさとうきびと運命をともにしてきた。これ以上さとうきびが減ると製糖会社は経営が立ちゆかないという状況の中で、我々も生産農家も行政もそのことについては危機感を持っていた。そのような状況の中で、宮腰副大臣をはじめとして増産プロジェクトを立ち上げていただいた。この2年間はプロジェクトの計画に従い、春植え株出しを推進してきた。その結果、収穫面積、単収はアップした。2年間で増産体制に入り、やっと一息つけるというところだった。しかし、昨今の物価高騰の影響により、また苦しい状況に追いやられつつある。合理化については、限られた島の中では、生産量を増やすとなれば限られた耕地面積の中で収穫面積を増やすという方法しかない。あるいは、それ以上にコストを削減しようとするれば人員削減ということになるが、島には企業は少なく雇用の場が限られており、更に人員を減らすことは、労働組合とギクシャクしながら進めきた経緯もあり難しい。そのため今の物価上昇のスピードに我々の合理化努力がついて行けずに非常に厳しい状況にある。是非、御配慮頂ければと期待している。

阿南委員： 多少温度差はあるものの、生産者も製糖業者も砂糖の国際競争力の強化や国費負担の軽減を図るため、規模拡大を図り、コスト低減の努力をしていることについて、大枠はわかった。その努力は評価したいと思うが、消費者にはそれがなかなか実感として見えてこない。どのような努力をし、実績・成果を上げているのか、詳しく且つわかりやすく説明していただきたい。先ほどの水田課長の説明によると調整金収入は400～600億円程度であり、これを活用して生産者や製糖業者の保護、育成を図っているとのことであるが、このコストは消費者が普段の買物の中で負担しているものである。この私たちの負担でより生産力を高めて、担い手が育成され、強い日本農業になっていくことを期待しているので、その辺は是非わかりやすく説明していただきたい。国際相場高騰等の影響による生産コストの上昇が著しくなっているので、消費者は調整金の負担に加えて、物価の上

昇を覚悟しなければならないという状況にあると思う。砂糖の生産が厳しい状況にあることは理解できるが、消費者は賃金が上昇していない中で小麦等も上昇しており、価格高騰に苦しんでいるのが実態である。心配なのは、これ以上消費者の負担が増えると、砂糖の買い控えが更に進み、ただでさえ砂糖の消費は減少傾向にあるのに、状況が更に厳しくなるのではないかということだ。そうなったらどうやって状況を打開していくのか。調整金制度がわかりにくいことにも大きな原因があると思う。消費者がいくら負担し、それがどんな形で使われ、どのような成果を上げているのかが分かるようにしていただきたい。応援しようと思っても、消費者にはなかなかその手法すらよく分からない。砂糖の価格1円/kg上げて日本の生産者が守られるのかどうかということをおいてはピンと来ないので、その辺のところをしっかりとやっていただきたい。

有田委員： 今回の調整基準価格については、燃油高騰等の影響もあり仕方がないと思う。資料3については毎回聞かされているが、現在の制度に変わる良い案が浮かばない。しかし、抱合せを廃止して、いくらか前進してきたとは思っている。でん粉でみると、我々は、ばれいしょでん粉など付加価値の高いものに移行していきたいという気持ちはあるのだが、我々の主力商品は糖化製品であり、コーンスターチとの価格競争のことを考えるとでん粉は安くしないとやっていけない。

一方で我々が生き残るためには、付加価値の高いものを作っていく必要がある。そういう面から考えると、業界としてはばれいしょでん粉から輸入のタピオカでん粉にシフトしたいという意向である。高付加価値の製品の製造に移行しないと国際競争の中では勝てない。その際、付加価値を上げるという意味では、でん粉の多様化についてのバックアップを政策の中に折り込んで欲しいと思う。

昨今原油が現在110～115ドル/バレルと上がってきており、これが経済を混乱させている。しかし、これを上がったという見方ではなく、世界的にアラブ等の産油国が税金をとり出したと考えてみれば、それに見合った形で対策を考えていかなければならないと思う。農産物では、ばれいしょでん粉は、輸入でん粉が90円/kg程度と以前の倍近くに上がっている。国産でん粉は基準価格が144円/kg程度になっており依然として高い水準ではあるが、その差は縮まってきている。これらのことを鑑みると政策的にはやりやすくなってきているはずである。この政策をもう一踏ん張りさせ、制度が成り立つような形を見せることが必要ではないかと思う。

上江洲委員： まず、WTOの問題について、久野委員におかれましてはジュネーブに出向いていただき私どもの立場に立ちサポートしていただき、さらに詳細な経過報告をお知らせくださり、感謝申し上げます。砂糖が重要品目に指定され現行の砂糖調整制度が維持されるよう引き続き対応をお願いしたい。

現在、沖縄糖業は農家の高齢化により原料であるさとうきびが減産しており糖業の操業率が下がり大変厳しい状況である。私ども製糖工業は、これまでにこの10年間で固定費を総額で40%近く削減し、現在もコスト削減に努力しているところであるが、原料のさとうきび処理量が減ってきており、コスト削減効果が相殺されてしまっている。これ以上のコスト削減を行うためにはさとうきびを増産し、現在6割程度の工場操業率を高めることが必要不可欠となっている。気象条件が厳しく離島という立地条件にある沖縄においては、必要な原料を確保するには気象条件に大きく左右される単収に頼るのではなく、災害時においても一定量以上の生産量を確保できるよう収穫面積を確保することが重要であると考えている。現在行われている増産プロジェクト計画においては、収穫面積の確保が最重要課題と考え、地元の合意を図っているところである。鹿児島、沖縄の甘しゅ糖を維持するためには、経済的な側面はもとより、多面的機能、公益的機能、また情報開示を進め透明性を高めた上で国益は何かという総合的な視点からの判断が必要であると考えている。

最後に、沖縄は離島県のため多くの物価の上昇に加え、輸送費が高騰しており自助努力の範囲を超えており大変厳しい状況である。急激な物価変動に対する支援策の程、御配慮願いたい。

小笠原委員： 北海道を代表して意見を述べさせていただく。WTOについては、役所の皆様、精糖工業会の久野会長、北海道農業団体の方々の御努力により、結果的には以前と変わらない状況に落ち着いた。問題はたくさん残っているが今のところは問題なく非常に感謝している。

20年度の北海道の状況についてお話しさせていただきたい。資料3の3ページ、5ページについて2、3お話しさせていただく。御意見にもあるとおり、調整金を国産糖に回していただいていることについては非常に感謝している。また国費を負担される消費者の方々についても非常に御苦労があるかと思う。

私どもメーカーとしては、北海道の糖業がどのようなところに立脚しているかということ。これには問題点がいくつかあり、油代が上がってきているが、これにどのように対応していくべきか。一番の問題点として、北海道の面積の広さがあり、東北6県に新潟を足したくらいの広さ、十勝の面積だけでも秋田県くらいの広さがある。このような面積があり、油代が上がっていることについて皆様も一緒に考えていただきたい。

北海道は輪作体系を取っており、資料3の3ページで、畑作5品目の輪作体系というのは、小麦、てん菜、豆類、ばれいしょを基幹作物としてこれらを回して栽培している。一つはずしてしまうと輪作体系が崩れてしまう。農家が仮に40ヘクタールの農地を持っているとすると10ヘクタールずつ作付けをするということ。水田の場合はいつも米を作っており、輪作と大きく違うところ。北海道はご承知のとおり、畑作、酪農、米、その他の野菜で1兆円余りの粗収入を上げている。来月あたりからビートの収穫が始まるが、収穫の順番から行くと7月末～8月頭に麦の収穫が始まり、

その後ばれいしょの収穫、10月の中旬にビートの収穫、その後に豆類の収穫が始まる。うまい具合に収穫時期がずれている。ただ、今年は油代高騰の影響によりトラック手配がうまくいっていない。具体的にいうと、トラックは通常夏場は土建業、秋は麦あるいはばれいしょなどの運搬に回るが、今年は特異的に多くの建設業や土建関連が潰れたためトラックが不足している。

3つめには、5ページでお話しすると運送費、比例費、固定費とあるが、比例費の油代がどのぐらいかかるかわからない。製糖に必用な苛性ソーダ、コークス等も価格が上昇している。このようなことも御理解していただきたい。ビートは原料400万トンから砂糖が60から70万トン、ビートパルプが20万トンできるが、そのためには多くの燃料が必要。油代高騰のなかでは非常に厳しい状況。このような状況にあることを御理解いただきたい。

金城委員：平成20砂糖・でん粉年度の調整基準価格案については異存ありません。

今回のWTO交渉に関連して行った全国の要請集会の時に、与党の谷津貿易調査会会長に対し、なんとしても砂糖を重要品目となるよう交渉してほしいと強く要請した。全中を始め精糖工業会の久野会長も同行された。沖縄からうちの会長がジュネーブに行ったが、交渉が始まると重要品目数について、「4%+2%」でほぼ決まりかけ、沖縄に激震が走り、慌てて沖縄県知事をJAの会長共々官邸に送り込んだ経緯がある。さとうきびの持っている意味というのは沖縄の農業の生死を左右するといっても過言ではない。離島の農業・農村の有り方を根底から変えてしまう。そういう不安を持っている。今回の交渉については農水省、大臣をはじめ関係の皆様感謝している。

今後交渉が再開される時には「4%+4%」でいくのかどうか予断を許さないが、政府の断固たる姿勢でWTO交渉だけは絶対に譲らない一線を是非守ってもらいたい。これに関連し、仮に砂糖が重要品目となっても現行の制度に風穴が空くことは間違いない。風穴が空いても影響が最小となるよう、万全の国内対策と財源確保を農水省だけでなく国としてしっかり対応をお願いしたい。

資料3の25ページに新しい制度における交付対象要件の確認申請状況の表があるが、表の①から④のうち④を見ていただきたい。沖縄の1万7千戸の農家のうち1万7百戸、63%が1ヘクタール以下の小規模農家で3年限り、このままではあと2年しか交付対象となれない農家が1万戸余りある。WTOの問題も、石油、肥料、生産資材等の高騰の問題もある中、この新しい制度に対応するため、先が見えない中で、この1年間頑張ってきてきた。63%のさとうきび農家をあと2年間で誘導することが我々の責務だが、現実的にみると、離島という特殊な地域社会の中で制度を満たすように一気に本則に誘導するということは実に難しい。制度の弾力的な見直しも含めて、今後の課題について生産者側としては是非対応をお願い

いしたい。

田中委員： 資料について質問をしたい。資料3の21ページで、19年度の調整金収支見込みで約440億円の赤字となっているが、平成18年に470億を充当したということなのにまた赤字が増えてきている。どうするつもりなのか。

資料4の1ページで、砂糖及びでん粉の調整基準価格は、輸入に係る砂糖又はでん粉の価格がその額を下回って下落した場合との関係についてどうなるのか説明がなかった。

また、資料4の2ページで、調整基準価格の設定について、どちらを先に決めるのか。つまり、調整金収入を考えて、どれほどの交付金になるのかとするのか、交付金がどれくらい必要だから調整金をこれくらいとするのか。その点について説明がなかった。

生産者にしても製造者にしても効率化するのは当たり前だが、農家、工場の効率化について米のようなバルク方式があるのかどうか知りたい。

WTO交渉での御努力はよくわかったが、もっとドラスティックにすべて自由化した上で不足払いとした場合、財政措置がどの程度必要か知りたい。国民に対しなぜWTOで頑張っているのかを説明する必要があるのではないか。

永井(司)委員： でん粉調整基準価格とでん粉制度の収支の2点について発言する。まず提示のあったでん粉調整基準価格について、シカゴ相場が高騰し、史上初の6ドル台のとうもろこしを使わなければならないスターチ糖化企業としては、このようにでん粉調整基準価格までもが上昇することは非常に厳しいものがある。しかし、様々な商品が上昇している中であって、今、この基準価格を無理やり押さえ込んでも、結局いつかはその分は反映され、却って制度自体がおかしくなると考える。上がれば上げる、下がれば下げるというルールを維持していくことが長い目で見てでん粉制度の運営がうまくいくと思うので、結論として平成20年度のでん粉調整基準価格はやむを得ないと考える。

ついで、2点目について、でん粉制度の収支不均衡についての懸念とそれに対するスターチ糖化業界の立場を明確にしたいと思う。

でん粉制度の中身を詳しく御存じない方には奇異に感じられるかもしれないが、平成19年度から平成21年度までの3年間は、シカゴのとうもろこし相場が上がると、アメリカのとうもろこし農家は当然喜ぶが、北海道のばれいしょ農家も利益が出る状況になっている。一方、我々スターチ糖化メーカーは原料高で苦しい状況になるという状況である。このからくりについて説明をする。平成19年度から新しいでん粉制度がスタートしたが、この制度設計の段階では、とうもろこし価格は過去の経験からブッシュェルあたり2ドル台を想定していた。資料3の10ページと11ページを見ていただければ理解していただけると思うが、この2ドル台を基準に、調整金収入と交付金支出を計算し、収支均衡を予定していた。しかしなが

ら、バイオエタノールなどの影響で、とうもろこし価格は3倍近い6ドルまで上昇した。制度設計の思想では、とうもろこしが騰がれば、この高いとうもろこしを輸入して製造されるコーンスターチの価格が上昇し、その結果、国内のばれいしょでん粉の価格も上昇することになる。一方では、当然とうもろこしから徴収される調整金は減額されることになる。しかし、農家は販売額が上がるので、交付金は下がることになり、これで収支が均衡するはずであった。

しかしながら、この点を強調したいのだが、交付金のうち品目横断交付金は、ブッシュェル当たり2ドル台で算定した交付金がシカゴ相場にかかわらず平成21年度まで3年間据え置きで支払われることになる。今の相場から考えると非常に高い交付金が支払われるわけであり、我々業界のあずかり知らない政治的判断でそうなったわけである。ということは、ばれいしょ農家は、交付金は2ドルベースで沢山貰えるし、自分たちが作ったばれいしょでん粉はシカゴ相場が上がっているので、高く売れるわけで、この高値売却分は、言葉は悪いが、「濡れ手で粟」の儲けになっているのが現状である。農家の収入までとやかく言うなという方もいるかもしれないが、一番大きな問題は、シカゴ相場の高騰で調整金収入が減っているにも拘わらず、交付金をばら撒いている状態では、調整金収支が赤字になる恐れがあることで、これを私は一番懸念している。この調整金収支の赤字が万一発生したとしても、我々、即ちとうもろこしの調整金を上げることで補填を求めることは筋が通らない。我々にとっては、シカゴ相場が上がり高い原料を使っているのに、その上調整金まで上げられては踏んだりけつたりの状態。そもそもこの赤字は、先程も申したように、政治的判断によって発生したものであるから、国が補填すべきであり、万一国が補填できなければ、メリットの受益者である北海道のばれいしょ生産農家が負担すべきと考える。

来年2月開催予定のでん粉に関する協議会で今年度のでん粉調整金収支がはっきりするが、その際万一赤字になっても、スターチ糖化業界が、それは最終的には消費者になるわけだが、一切補填する立場にないことを申し上げておきたい。

永井（則）委員： 本年は夏以降、北海道も天候が不順で異常気象に見舞われ、現状ではでん粉、砂糖が確実に生産されるかどうか心配している状況にある。また、先ほど日甜の小笠原社長さんから色々話があったが、現在、北海道においては、原油等の高騰により肥料、飼料、生産資材価格また、動力光熱費等々についてかつてない上昇をみせているという状況にあり、農業経営は甚大な影響を受けている状況である。農業者もコスト削減のために最大限、必死になって頑張っているところであるが、こうした資材費の高騰については、農業者の経営努力の限界を超えていると思っており、来年度の営農計画が立たないような状況となっている。参考までに、道庁とJ Aグループで調査させていただいたところ肥料と燃油だけで畑作地帯一戸当たり大体250万円の支出増となっていて、まずもってその点について

十分な御理解と御配慮を頂きたいと思っている。そうした中で北海道のてん菜糖及びばれいしょでん粉については、精製糖業界及びコーンスターチ業界からの御支援を頂いた中で、現在、誠心誠意努力して生産に取り組んでいるところである。今回提案された調整基準価格については、昨年来の新しい制度の維持をしていくこともあり、制度の中での最低限必要なコストという風に私どもは妥当なものと判断している。是非ともよろしくお願ひしたいと思っている。当然のことながら、今後とも制度維持のために努力していきたいと思う。付け加えて、先ほど内藤局長他皆様からもお話があったが、私からも今般のWTO農業交渉の関係で一言申し上げたいと思う。先般閣僚会議が開催されたWTO農業交渉は、結果として交渉決裂し、当面は最悪の決着は回避されたところ。久野委員が現地に出向かれて、鋭意御指導に当たられたことに心からお礼を申し上げたい。しかしそうした中で、でん粉、砂糖をはじめとする農業分野の我が国の厳しい立場や状況はなんら変わって無いということである。特に重要品目の数の確保が大きな焦点となっていたわけだが、その際に、でん粉、砂糖については、関税割当品目ではないということを利用して重要品目から除外されるというような大きな動きがあったと受け止めており、交渉の推移を大変心配していた。農水省をはじめ政府におかれては、我が国の農業交渉に挑む姿勢は従来と同様に毅然とした姿勢で貫き通していただきたい。日本農業はもとより地域農業、地域経済を守っていただきたいということを心からお願ひ申し上げて発言とさせていただきます。

林（美）委員： 各委員の皆様からの御発言が続いたが、砂糖及びでん粉政策をめぐる現状と課題ということであれば、WTOなど国際環境に対してどう考えていくのか、きちんとした説明があつてよかつたのではないかと思った。

それから、生産コストに関しても過去のデータ、平成18年、19年度の生産コストが挙げられているが、直近の石油高騰の問題は非常に大きな問題だと思うので、直近の石油高騰に対してどう考えているのか、どういう現状があるのかという説明も必要だったのではないかと思う。

それから収量に関して、資料3の3ページにてん菜の直播の導入効果というのが出ており、ここだけを見るとこれはどんどん直播栽培にして欲しいと思える図であるが、ただ、こうした労働時間は減るけれども収量などの効果がどうなのかとか、現在どれくらいこの方式が導入されているのか等、もう少し詳しい説明が欲しいと思った。

それからもうひとつ最後に、でん粉の多用途化という御発言もあったが、これはたまたま北海道の農水省の補助金による事業であるが、でん粉を使ってアレルギーの子供達のために、新しい食材の研究というのが行われ、これはアレルギーを持っている子供達、普通の小麦粉のパスタ等が食べられない子供がでん粉によるパスタ等を食べる食事会が行われて、非常に大きな反響があった。関連としてひとつ付け加えさせていただいた。

久野委員： 先般、WTOの交渉に行つて痛切に感じたのは、国家としてこの貿易な



り農業問題について、どういう形でどういう位置づけを持ってやっているのかと、この辺に関する使命感が私は不足しているのではないかと痛切に感じた。場当たりの問題ではなくして、今、北海道、沖縄、鹿児島の方々が申し上げられたように、北海道の農業経済をどういう位置づけに置くのか、あるいは沖縄、鹿児島の農業はどういう位置づけに置くのか、それに対しては誰がどう負担していくのかをオープンにやるべきだということは、前から私が主張していたことで、このWTOに行って痛切に感じたことである。私はメーカー側の社長であるので極端に言うと自由化してもらってもいいという発言をしてもいいわけだが、日本国民として考えると穀物の価格上昇、世界的に食糧が不足している中においては、もっと真剣なダイナミックな政策を明確にしていけない限り、そこにおられる大臣にしても農林水産省の方々にしても本当の交渉はできないんじゃないかと思う。痛切に感じたのは、国際的には農産物を含めた事情は大幅に激変している。ここをもっと認識していかなければならないと私は思っている。そういう中で砂糖の問題についてもどうなるかということで相当程度、私は本当はメーカーの社長であるから、そういうことを言う必要はないわけだが、その辺を相当申し上げてきた。しかし、結果的に今度再開された時には、WTOの合意内容が砂糖の制度あるいは砂糖の生産に及ぼす影響はものすごく大きいと思う。従って、こういう問題を今後、危機管理の一つとして早めに検討して行かねばならない時がきたのではないか。それは誰が負担するのか、どうあるべきか、ということが本当に検討されていない。かつ、これは国家的な問題であるから合意に達すれば条約として批准しなくてはいけないものであり、そこに民主党の人もあるいは共産党の人もあるいは社民党の人も来ていない。私はおかしいんじゃないかと思う。合意されれば国際的な問題で、それを反故にすることは民主党が政権をとってもできないことだと思う。これには民主党も共産党も社民党もない。本当に日本の農業をどうしていくか、これに関するコンセンサスをお互いに明確にして、国家的な立場を維持していくことが基本だと痛感した。従って、この砂糖業界についても、そういう問題を踏まえた危機管理の状態に入っていると私はそう思っている。危機管理の中で、沖縄、鹿児島、北海道の農業経済をどうやって守っていくかという次元に来ているのではないかと思っている。そして、こういう中で、私ども砂糖メーカーとしては、長い間、もう明治時代から砂糖は貴重品として大変な税制に貢献して、保護財源を捻出してきたわけであるが、しかし、残念ながら、国民のみなさん方にはほとんど理解されていないという状態にある。「砂糖なんてね。」程度。これだけ税金を掛けてきたということは皆さん方が本当に理解していないと思っている。現実、今でも保護財源の9割を価格の中で、言うなれば我々がユーザー、消費者にお願いしているわけである。国が負担しているのは12%で、これが妥当なのかどうか。私はこういう面から行くと公平公正、また、さとうきび業界なり砂糖大根業界を維持していくということになれば、国としてどこまで財源を基本的に負担していくことが正しいのか、また、今発生している油の上昇とかイレギュラーなコストについては、どの

くらいの期間、国としてどう対処するか、こういうことを明確にして行かねばならない時が来たと思っている。先ほど田中先生からもお話があったが、この400億円の赤字をどうするのか。私の方は470億円を決断してビート糖の北海道の赤字に補填した。本当は470億円を消費者に還元しなければならないところだが、政策的なトータルな考え方でここを決断した。現在の残っているこの赤字の400億円、これは生産に伴うものである。これを誰が負担するのか。日本の財政上、これが言うなれば、調整率を上げるなりして、消費者に持っていくことは、私はメーカーの社長としては、できかねる環境にある。そういう根本的な問題を考えると今度の調整基準価格を上げるということだが、こういう問題についても、ただ一過性に、場当たりに上げて、その時それが救済措置になるということは、私は今の段階では支持できないということ。従ってこの問題については私の方は賛成しかねる。後ほど私が賛成しかねる文書を持ってきているので、これを委員の皆様方にお渡しするので、ひとつ読んでいただければありがたいと思う。

前田委員： 3点ほど報告なり、意見なりを申し上げたいと思う。まず、さとうきびの関係で、鹿児島増産プロジェクトの下で生産拡大に努めている。今期も計画を上回る状況にあると思っている。唯一の懸念は、一番南の与論島だけが干ばつであり、ここだけが心配であるが、産地、農家は増産に向けて努力していることが一点。

それから、資料25ページにあるが、沖縄の金城委員からも御発言があったが、品目別政策の中で、さとうきびの特例の農家のところで、まだ現在集計中であるが、本県で一番頑張っている種子島だけのデータがあるので申し上げますと、特例農家が対前年比で89%まで落ちる。つまり、農家自身も産地自身もこの品目別政策を受け止めているわけである。だがら努力をしなければならない、規模拡大をしなければならない、生産のシステム化を進めなければならないという状況である。

かんしょの方は、作付けは数十ヘクタール減った。今月末から操業に入るが、現時点では平年並みの生育かなと思っている。焼酎もここ一年、確かにもう横ばいより落ちてきた。よって、昨年よりは4~5万トンでん粉用に原料が回っていく可能性が大きいということが一点。コスト削減の上においては、操業率を高めなければならないわけだが、この3年間で、工場を県下全体で7工場スクラップした。まだしなければならないと思っているが、そういう産地努力も御理解いただきたいと思う。

かんしょについては、先ほどのさとうきびと一緒にあるが、特例農家については、中々実はさとうきびと違い、正直申し上げて、かんしょは受委託の仕組みが非常に難しい。そういうことから、数字的には小さいが、それでも県全体のデータとして、特例農家対前年95%まで持ってきてはいる。そのような状況の中で、農家、生産現場が懸念しているのが、各委員からもあったが、2点ある。コストアップの状況の中でどう営農を、農家経営を支えていくかということ。石油のみならず、肥料価格、ダブルで高

騰しており、正直申し上げて。色々御意見があるが、消費者の皆様からの御意見もあるが、生産サイドからすると、農畜産物だけが残念ながら農家が値段を付けられないわけである。これが現実である。もともと私どもが生産しているのは原料作物であり、その点も御理解いただきたい。

それとWTOの問題であるが、一言で言うと我々は一般品目になれば、かんしょもだが、特に離島のさとうきびは、畑に一本も残らないだろうと思う。みんな島から出て行くと思う。出稼ぎに行かざるを得ないと思う。であるので、産業政策という観点と併せて、地域政策というか社会政策というか、そういう観点からの議論もしていくべきではないかと思っている。

最後に、本日の調整基準価格案については、先ほども申し上げたコストアップの状況は自助努力を超えるところがあるので、私としては賛成したいと思う。

三浦委員： 私はあまり詳しいことはわからないが、栄養学を教えている者として、そういう観点から一言話をさせていただきたいと思う。調整基準価格については、原油高騰で色々な物が値上がりしているの、いたしかたない状況なのかと思う半面、小麦とか、バターとかそういうものの値上がりは、一消費者としてははっきりわかるが、砂糖となるとそのものをたくさん買うわけではないし、加工に使われているので、実感として値上がったということがあまり受け取られにくいのではないかと思う。

それから、砂糖というものの良さをもっと広めていただきたい。とかくカロリーがあるとか太りたくないとか、そういうことで砂糖は敬遠されているので、消費量はどんどん減ってきている状況である。砂糖の良さというのものをもっと一般の国民に対して広げていただきたい。砂糖は甘さを持っており、私たちの分野では嗜好機能と言うが、そういう機能も持っているし、調理、保存においても砂糖はなくてはならない調味料。そういうことも踏まえて、もっと精糖工業会だけではなくて、国を挙げてアピールしていく必要があるのではないかと思っている。それからでん粉の方だが、多岐に渡って利用されているが、もっともっと加工利用の方の開発というものにもっとエネルギーをかけていただきたいと思う。そういう風にして消費量が増えれば、自給率もやがては少しアップしてくのではないかと思っている。

林部会長： ひとつおとり委員の皆様から御意見、御質問をいただいたので、事務局から御回答をお願いしたい。

水田課長： それでは御意見、御質問等をいただいたので、説明したいと思う。

はじめに、甲斐沼委員からの御質問について、港湾コストの低減については国全体として取り組むべきではとの趣旨の御指摘があったが、御指摘のとおりだと思う。また、温暖化の影響についてもしっかりと見極めていきたいと考えている。

それから、資料3の2ページの内外価格差については、これは砂糖年度

で取っているのです、18砂糖年度は18年10月からであり、19砂糖年度については19年10月からであるので、まだ執行中であり、最新のデータがないということについてはご了解願いたい。それから資料3の3ページの畑作5品目の投下労働時間については、それぞれの品目について、農業経営統計で、品目毎に従事した時間等を調査して公表している。

次に玉沖委員から御指摘のあった砂糖消費量については、資料3の1ページに掲載しており、長期的にみると若干低下傾向ではあるが、最近はやばいとなっている。

次に赤松委員をはじめ多くの委員から御指摘のあったWTO閣僚会議の関係について、最終的には、インド・中国と米国との対立ということで途上国向けのセーフガードを巡って決裂したという状況である。この過程の中で日本としては、重要品目を出来るだけたくさん取ることを目指していたが、そんな中で「4%+2%」というものが出来たわけであるが、それに対して我が国は「4%+4%」の8%をしっかりと取っていこうということで主張しており、G7の中でもその主張を進めていた。「4%+2%」が外に出ていった訳であるが、日本としてはあくまで「4%+4%」を主張し続けていたということである。また、砂糖・でん粉については特に重要品目に指定するに当たり、既存の関税割当がなければ新設をして重要品目に出来るのか、あるいは、それは重要品目に出来ないのかという論点が閣僚会議直前のファルコナーの改訂ペーパーで二者択一的に示された。日本としては関税割当というのは、自主的に関税を低くする訳であるから、それは当然出来るものだというので主張していたが、重要品目について出来る限り少なくしたいというのが輸出国側の態度であるので、ここで対立があり、そういう中で砂糖については関心国である豪州あるいはブラジル、特に豪州との2国間交渉を進めていたという状況であり、日本としては、重要品目に指定するべく取り組んでいたところである。それから今後ともWTO交渉においては、重要品目の数をしっかりと確保するということ、砂糖・でん粉を重要品目として位置づけていく道をしっかりとつけていくという方針で臨んでいきたいと考えている。一般品目になると70%カットされるということで非常に低い関税となってしまう。重要品目になったとしても関税が削減、あるいは関税割当が拡大ということがあるので、そういった影響については、産地の方々、関係の方々も含めて検討していきたいと考えている。

次に阿南委員からいただいた、精製糖業者の調整金負担が価格に転嫁されて、最終的には消費者負担になるという御意見について、この価格調整制度が非常にわかりにくく、消費者としてどれだけ負担しているのかがわかりにくいという御指摘があった。御指摘のとおりだと思う。我々としても今後ともこの制度のPRに努めていきたいと考えている。輸入されている砂糖から調整金を徴収しており、それが消費者にとっては負担となってくるということであるが、そういう中で国内生産を維持しているということについて、しっかりと説明していくことについて取り組んでいきたいと考えている。

次に有田委員からいただいた、でん粉についてより高付加価値のものに取り組んでいくという御意見、その中でタピオカでん粉の取り扱いについて御意見があった。タピオカでん粉は基本的には国内では製造できないので、輸入ということになるが、輸入でん粉の数量を増やすということについては、国内生産に与える影響もあるので、すぐに簡単に出来るということではない。いずれにしても御要望等を承りながら関係者と相談していきたいと考えているところである。

次に金城委員から特例の関係について御意見をいただいた。担い手の特例については、今年度63%が特例として申請が上がってきているという状況である。これについては、大きな課題と考えており、関係の産地の皆様と一緒にどうすれば本則要件の方に移行出来るのか、うまく移行するためにはどのような取組が必要なのか、あるいは、どういった改善が必要なのか。産地と一体となって進めていきたいと考えている。特例の延長については、そういった取組に水を差すことになるので、特例の延長はせず、しっかりと前向きな方向で進めていきたいと考えている。高齢の方々が非常に多いという実態も承知しているが、そういった中で高齢の方々がやめられた時に、さとうきびの農地が誰にも引き継がれずに終わってしまうということがないように、それをしっかりと受けていただける担い手、あるいは受託組織というものを今のうちから作っていくということが必要ではないかと考えている。

次に田中委員から御指摘のあった農畜産業振興機構の砂糖の赤字の関係については、価格調整制度の安定的な運営という観点から、国産てん菜糖に対して交付金の対象数量の上限を設定しており、このような中で支出については、ある意味で増えないという仕組みを作ってきたということである。今後、砂糖の国際相場の関係で、若干、調整金の単年度収支が赤字になったり黒字になったりということがあられるわけであるが、そのような中で国内産糖と輸入糖のバランスに配慮した、調整金収支の均衡に留意した制度運用に引き続き努めて参りたいと考えている。

それから調整基準価格の算定の関係の御質問で、資料4の1ページのところで「砂糖及びでん粉の調整基準価格は、法律上、輸入糖・輸入でん粉等の価格がその額を下回って下落した場合に、」というところについては、これは2ページのところの調整基準価格の説明であり、調整基準価格というのは、国内のいわゆるコストに見合った価格で、効率的な生産費と効率的な製造経費を足し上げたものであり、国内のコストに見合った価格ということである。このコストに見合った価格と同じ価格で輸入品が入ってくれば価格調整をする必要がないということである。この価格を下回った価格で輸入品が入ってくる場合に、調整金を徴収して、価格調整をして国内産を支援するという仕組みになっている。そういう意味で、「下回った場合に」というのは、輸入価格がこの調整基準価格を下回った場合に価格調整が必要になるということを謳ったものである。

それから調整金の決め方については、同じく資料4の2ページのところであるが、今回20砂糖年度の調整基準価格を決めるわけであるが、調整

基準価格を決めると、この資料の一番上のところが決まってくるということになる。更に輸入品と国内製品の割合を算出し、全体に占める国内製品の割合というものを調整率ということで決めている。これをもとに平均輸入価格を四半期毎に決めて、それによって調整金の収入と支出が同じになるように調整金の単価が四半期毎に決まってくる。考え方としては、調整基準価格が決まって、調整金の単価が四半期毎に決まるという仕組みであると御理解頂ければと思う。

それから、特に効率的な生産費と特に効率的な製造経費について、何%をとるかということについては、何%と決まっている訳ではなく、実際に実現されている製造事業者の経費の中で、特に効率的なところを取っていくとか、生産費の場合であると平均以上の規模の者の生産費をとるとか、そういった形で算定しているということである。

それからWTOの関係で自由化した場合にどれくらいの財源が必要になるかという御質問について、例えば関税が撤廃になった場合どれくらいの財源が必要かということについては、砂糖の場合で説明すると、例えば資料4の2ページの調整金の収入と調整金の支出があるが、調整金の支出及び収入がそれぞれ500～600億円程度ある。したがって、支出の方を見ると、例えば600億円の調整金の支出があると考えた場合に、その調整金の収入がなくなり、それがまるまる必要な財源になるということである。更に、砂糖の輸入価格がもっと安い価格で入って来ることになるので、国内産を支援する単価が更にアップしてしまうということもある。それに国費がオンされている部分が若干あるので、日豪EPA等で関税が撤廃されたときの影響といった場合約1,200億円の財源が必要になってくる。今の倍ぐらいの財源が必要になってくるということである。

次に永井司委員から御指摘いただいたでん粉調整金について、でん粉の調整金収支については、交付金の単価が3年固定になっていること、また、トウモロコシ価格が上昇していることから、収入の減少と支出の増加という状況にあり、調整金の赤字が発生するということである。こういったことから、健全な運営を確保していかなければならないと考えているが、この調整金収支の問題をどのように治めていくかということについては、関係者の皆様と御相談していきたいと考えているところである。

次に林美香子委員から御指摘のあった、直播の場合の収量について、仰るとおり直播の場合、コストは下がるが収量も若干下がる。ただ、コストの下げに比べて収量の下げが少なければ所得の増につながるもので、そういった点については注視しながら進めていきたいと考えている。直播は少しずつ進んでおり、18年産では6%、19年産では7.4%、20年産では9.2%となっている。

次に久野委員からいただいた御意見についてであるが、WTOについては先ほど説明したとおり砂糖が重要品目に位置づけられるようしっかりと進めていきたいと考えている。また、関係の皆様方といろいろと連携をとって進めていきたいと考えている。

それから農畜産業振興機構の赤字の問題については、先ほど説明したと

おりである。

また、調整基準価格の関係については、私どもとしては、糖価調整制度の中ではどうしてもコストが高くならざるを得ない国産糖の生産というものを価格の安い輸入糖から調整金を徴収し支援するという仕組みであり、内外のコスト差の調整を行って、その中で甘味資源作物の生産、国内産糖の安定的な供給を図るということである。したがって国内産のコストが上昇した部分では、輸入糖からの調整金を上げるというかたちでやっていくというのが、この制度の仕組みである。こういった中で調整基準価格については、特に効率的なコストということであるので、国内産糖企業の最大限の経営合理化を前提に、なお足らざる部分に対し交付金を交付しているということであり、こういった仕組みになっているということである。

次に前田委員から御意見をいただいた肥料費の高騰の関係について、農業者の方々からも御要望いただいているところであるが、今般の経済対策の中でいろいろ検討がなされているということで御理解いただきたい。

最後に三浦委員からいただいた御意見の中で、砂糖の良さを広めるということについては、非常に重要なことと考えている。精糖工業会において積極的に取り組んでいただいているわけであるが、連携してしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

林部会長： 皆様の御意見、御質問に事務局からお答えをいただいた。まだまだ御意見等あろうかと思うが、すでに予定時間を超えているのでここで閉会とさせていただきます。

内藤生産局長： 本日は委員の皆様から忌憚のない意見を賜り感謝。この砂糖でん粉制度はご承知のとおり国内の生産を維持するためには負担をしていかなければならないものであり、その負担をするのは製造メーカーからいただいている調整金ということである。それは、精糖業界、そしてスターチ業界の企業努力及び消費者の負担という形で賄われている。委員の方からの御指摘にもあったが、その努力をわかりやすく国民・消費者に説明することは当然のことだと私は考えている。

今後WTO交渉については、厳しい局面が続いていくわけで、最悪の事態を想定すると、「負け戦を前提としている、もっとしっかり交渉しろ。」とお叱りを受けるかもしれないが、極めて厳しい状況である。輸入品の拡大や、調整金収支への影響については当然想定しなくてはならない。しかし、お叱りを受けたくないような形で共通認識を作っていかなければならない。そのためにはどうすればいいか、相談しながらしながらやっていきたい。そういった意味では、委員の皆様におかれては、このような変化の中での本日の議論には不満を持たれたかもしれないが、我々もこういった変化の中で、走りながら考えながら、国内の生産、製造が共存共栄していくために真剣に取り組んで参りたい。

林部会長： それでは、私の方から一言。本日は委員の皆様全員から意見をいただくことができた。この意見を踏まえながら、何とでも制度を維持していただきたい。というのは、明治時代から日本の農業を振り返ると、最も貢献

したのは、養蚕だったと思う。一時期には、200万戸の養蚕農家があり、桑畑は日本の農地の10%を超えていた。それが、現在では1200戸程度。桑畑については、一部は茶畑になったが、ほとんどは耕作放棄地になっている。ある一定の制度を作ろうとはしていたと思うが、輸入品に任せればこのようなことになるという一つの典型ではないだろうか。ようやく農林水産省が高島屋や三越と協力しながら残すという決意をされて予算措置も講じられてほっとしたところ。しかし、この甘味資源作物については、文化ではなく確かな産業として残していただくことを考えると、現行の制度を円滑に運営していく以外に方法はないと私は思う。どうかこの制度の円滑な運営をお願いしたい。

水田課長： 本日の提出資料については、会議終了後直ちに公表する。また、会議の議事録の概要については、委員の皆様を確認をした上で公表させていただく。

－ 以上 －